15　14の欄は、次によること。

［(1)～(4)　略］

16　15、24、26、28及び30の欄は、13の欄に記載した当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

17　16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

18　17の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1)　申請に係る基幹放送局が同一の免許人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うものの場合は次のように記載すること。

［(記載例)　略］

［(注)　略］

［(2)　略］

19　18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　19の欄は、次により記載すること。

(1)　地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

［(2)～(4)　略］

(5)　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　略］

21　20の欄は、次により記載すること。

(1)　19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

20　18の欄の記載は次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

21　20の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

22　21の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1)　申請に係る基幹放送局が同一人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うものの場合は次のように記載すること。

［(記載例)　同左］

［(注)　同左］

［(2)　同左］

23　22の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。

24　23の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

［(2)～(4)　同左］

(5)　［同左］

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　同左］

25　24の欄は、次により記載すること。

(1)　23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日